

全済生会労働組合小樽病院支部 執行委員長 浅田 孝章 から、令和5年(2023年)11月24日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定による通知があった。

令和5年(2023年)11月24日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 事 件 賃金要求等秋年末支部要求
- 2 日 時 2023年12月8日以降本件の解決まで
- 3 場 所 全済生会労働組合小樽病院支部組合員の従事する全職場
- 4 概 要 全面スト又は部分ストなどを含むあらゆる形の争議行為を前項記載場所の全体または一部において実施する。